

舞鶴市電話交換機設備更新業務にかかる

公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

舞鶴市財務部資産マネジメント推進課

## 1. 目的

舞鶴市では、本庁舎、西支所、中総合会館の3拠点に構内電話交換機設備を、加佐分室にはビジネスホンを導入しているが、電話交換機は導入から13年が経過しており、万一の故障等が生じた際に、市役所の業務遂行に著しい支障が生じる可能性が想定される。

以上を踏まえ、本業務では、上記3拠点の構内電話交換機本体装置、電源装置、加佐分室のビジネスホン並びに付帯装置類（以下「PBX設備」という。）の更新を実施する。

なお、この実施要領は本業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、参加資格要件や選定手続、その他必要な事項を定めるものである。

## 2. 概要

- (1) 業 務 名 舞鶴市電話交換機設備更新業務
- (2) 業 務 の 内 容 舞鶴市電話交換機設備更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）  
のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約の上限額 44,500,500 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）  
※電話交換機導入後の経費（60 か月分）についても、事業者選定における評価の対象とする。
- (5) 契 約 の 締 結 本実施要領により決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意した後に契約を締結する。

### <契約にあたっての主な留意事項>

- ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- イ 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ウ 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
- エ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者へ再委託することはできない。
- オ 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や舞鶴市会計規則をはじめとする諸規定を適用する。

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザルへの参加の申込み時点において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年告示第34号）に基づく資格停止措置（以下「資格停止措置」という）を受けていないこと。

- (4) 各都道府県及び市町村より入札参加停止（指名停止も同じ）の期間中でない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税等税の滞納がないこと。
- (7) 本市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあつては都民税）を滞納している者でないこと。
- (8) 本業務について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の電気通信工事に係る主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者を配置できること。
- (9) 舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）の規定による入札参加等除外措置の期間中でない者であること。
- (10) 京都府に本店、支店又は営業所等を有し、業務場所へ概ね 2 時間以内に到着できる体制を確保できること。
- (11) 品質マネジメントシステム規格に関して、ISO9001 に適合することにより認証を受けていること、併せて、認証情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して、ISMS 認証基準 JIS Q27001（ISO/IEC27001）に適合することにより認証を受けていること。

#### 4. 選定スケジュール

| 時期           | 内容                                                                                                              |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 月 4 日（水）  | プロポーザル公告・質問書受付開始                                                                                                |
| 12 月 6 日（金）  | 参加申込書・企画提案書の受付開始                                                                                                |
| 12 月 13 日（金） | 質問書受付期限 正午<br>※現場確認希望の場合は、12 月 11 日（水）までに問い合わせること。                                                              |
| 12 月 16 日（月） | 質問回答                                                                                                            |
| 12 月 18 日（水） | 参加申込書・企画提案書提出期限（午後 5 時まで、必着）                                                                                    |
| 12 月 20 日（金） | 審査実施（プレゼンテーション・ヒアリング）<br>※WEB 会議でのプレゼンテーション形式<br>・審査項目を中心とした内容の説明を行うこと<br>・時間は 30 分以内（提案説明・操作説明 20 分、質疑応答 10 分） |
| 1 月 9 日（木）   | 審査結果通知                                                                                                          |

※上記は予定であり、予告なく変更する場合があります。

#### 5. 提出書類

- (1) 事業参加申込書（様式 1）
- (2) 宣誓書（様式 2）
- (3) 事業者概要書（様式 3）

事業者概要書の添付書類（ただし、舞鶴市一般競争（指名競争）入札資格参加登録済みの事業者については、下記ア～エの書類は提出不要とする）

- ア 法人登記簿謄本（登録事項全部証明）（写し可）
- イ 公益法人等の場合は、定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの（写し可）
- ウ 市町村民税の滞納がない旨の証明書（未納の税額がない事の証明書）（写し可）  
※提出日前3か月以内に市町村の窓口で発行されたもの
- エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がない事の証明書）（写し可）  
※提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの（書式その3、その3の2、その3の3いずれも可）
- （4）業務実績書（様式4）
- （5）業務実施体制表（様式5）
- （6）企画提案書（様式6）
- ・企画提案書は、表紙・目次を除き、30 ページ以内とする。
  - ・A3 サイズ等の使用も認めるが、A4 サイズを1 ページとしてカウントする。
  - ・A3 サイズ等を使用する場合は A4 サイズに折りたたんで提出すること。
  - ・別紙「舞鶴市電話交換機設備更新業務公募型プロポーザル評価基準」の評価項目順に 記載すること
  - ・表紙、目次、ページ番号を付けること。
  - ・専門的知識の有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
  - ・必要に応じてプレゼンテーション用の資料を準備すること。
- （7）業務スケジュール表（様式任意）
- （8）経費見積書（様式7）
- （9）事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等
- （10）外部のクラウドサービスを提案する場合は、「情報セキュリティに関するサービス確認について」を提出すること（様式8）

## 6. 応募書類の提出

- （1）提出期限 令和6年12月18日（水）午後5時まで（必着）
- （2）提出場所 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地  
舞鶴市財務部資産マネジメント推進課（本館3階）
- （3）提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）。
- （4）提出部数 2部（正本1部、副本1部）  
また、提出書類のうち（4）～（8）については審査において必要となるため、事業者名を伏せて別途6部提出すること。
- （5）提出様式 様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。
- （6）留意事項 提出書類（パンフレット等は除く）は、それぞれ簡易に左綴じとすること（製本はしないこと）。

## 7. 応募に関する質問

企画提案書に関する質疑については、以下の手順により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和6年12月13日（金）正午まで
- (2) 質問は所定の質問書（様式9）により、FAXまたはメールにて受け付けるものとする。
- (3) 質問の際は、メールの表題の冒頭に「プロポーザルに関する質問」の文字を入れること。
- (4) 質問に対する回答は、舞鶴市ホームページにて質問とともに公表する。
- (5) 既設の構成図は、求めに応じ提供する予定としていることから、必要に応じ請求すること。

## 8 選定方法等

- (1) 評価基準 別添「舞鶴市電話交換機設備更新業務公募型プロポーザル評価基準」のとおり。
- (2) 審査方法 提出された書類について、舞鶴市電話交換機設備更新業務プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、(1)の評価基準に基づき審査する。
- (3) 特定者の選定及び結果通知
  - ア 失格者を除いた者のうち、(2)の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者（以下、「特定者」という。）として選定する。
  - イ 最高点の者が複数の場合は、金額の安価な者を特定者とする。なお、金額が同額の場合については、くじ引きにより特定者を決定する。
  - ウ ア・イに関わらず、総合点が90点未満の場合は特定者として選定しない、また、プロポーザル参加者が1者のみの場合であっても、総合点が90点以上で、かつ評価委員会が適当と評価した場合は、その者を特定者とする。
  - エ 審査の結果については、令和7年1月9日（木）までにメールにより審査対象者全員に通知するとともにホームページに公表する。
- (4) 失格事項
  - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - イ 提案書類が2(4)の契約の上限額を超えた場合
  - ウ 提案に関して、談合等の不正行為があった場合
  - エ 本実施要領に示した事項及び本件に関する条件に違反した場合
  - オ その他、評価委員会が不適当と認めた場合
- (5) 質問に対する回答方法  
令和6年12月16日（月）までに市ホームページ上で回答する。但し、回答において質問者名は公表せず、意見表明等、本件の趣旨と乖離している場合は回答しない。

## 9 その他

- (1) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 提出された書類等は返却しない。提案に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。

- (5) 参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、その旨届け出（書式任意）を行うこと。

1 0 担当課・問い合わせ先

舞鶴市財務部資産マネジメント推進課 堀江、畠中

所在地 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

電話 0773-66-1045（直通）、FAX 0773-62-5099

メールアドレス shisan@city.maizuru.lg.jp

ホームページURL <https://www.city.maizuru.lg.jp>